

チャイルドシートの使用義務が免除されるケース

1. チャイルドシートがなくても、正しくシートベルトを着用できる幼児
2. 座席の構造上、チャイルドシートを固定させることが出来ない場合
3. 乗車する幼児の数と同数のチャイルドシートを固定することができない場合
4. 負傷等により、チャイルドシートを使うと健康に良くないとされる幼児を乗せる場合
5. 肥満などの身体的な理由により、チャイルドシートを着用することが困難な場合
6. 授乳などの日常生活の世話が必要な幼児を乗車させる場合
7. タクシーやバスなどの旅客となる場合